

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市北区紫野雲林院町他 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	みどり政策推進室	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	353
縁石撤去工	式	1	樹木撤去工	式	1
縁石工	式	1	植栽基盤改良工	式	1
道路植栽工	式	1			

施 工 理 由

大径化により根上りが生じているトウカエデを撤去するとともに、根上りにより損傷している植樹帯の補修及び樹木の植栽を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年7月	
歩掛適用年月	2025年7月	
基準適用年月	2025年7月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
構造物撤去工	樹木撤去工	高木撤去B	幹周:30cm≦C<60cm, 根株撤去含む, 積込作業含む		本	21,690	施工費	
		高木撤去C	幹周:60cm≦C<90cm, 根株撤去含む, 積込作業含む		本	49,040	施工費	
		高木撤去D	幹周:90cm≦C<120cm, 根株撤去含む, 積込作業含む		本	68,180	施工費	
		高木撤去E	幹周:120cm≦C<150cm, 根株撤去含む, 積込作業含む		本	109,900	施工費	
		高木撤去F	幹周:150cm≦C<180cm, 根株撤去含む, 積込作業含む		本	189,900	施工費	
		根株撤去E	幹周(想定):120cm≦C<150cm, 積込作業含む		本	108,500	施工費	
		低木撤去	H<60cm, 根株撤去含む, 積込作業含む		m2	2,509	施工費	
	運搬処理工	残土等処分	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む), 昼間		m3	4,100	処分費	管理費区分T
		廃路盤材処分	がれき(路盤材), 昼間		m3	4,960	処分費	管理費区分T
		殻処分 コンクリート殻(無筋)	殻種別:コンクリート殻(無筋), 昼間		m3	3,055	処分費	管理費区分T
		殻処分 アスファルト殻	殻種別:アスファルト殻, 昼間		m3	4,700	処分費	管理費区分T
		枝葉処分	枝葉, 昼間		t	12,000	処分費	管理費区分T
		幹処分	幹, 昼間		t	1,000	処分費	管理費区分T
		根株処分	根株, 昼間		t	18,000	処分費	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
舗装工		式	1				
舗装打換え工		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装厚:50mm	m	94				(概)
舗装版破碎(小規模)	舗装版種別:アスファルト舗装版	m2	47				(概)
下層路盤	路盤材種類:再生クラッシュラン RC-40, 仕上り厚:100mm	m2	47				(概)
表層	材料種類:再生細粒度アスコン(13), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	47				(概)
構造物撤去工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り(土砂) (参考数量)	土質:土砂, 現場制約あり	m3	40				(概)
床掘り(がれき(路盤材)) (参考数量)	がれき(路盤材), 現場制約あり	m3	5				(概)
埋戻し(土砂) (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:礫質土, 現場制約あり	m3	5				(概)
構造物取壊し工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:人力施工	m3	1				(概)
縁石撤去工		式	1				
歩車道境界ブロック撤去	再利用区分:再利用	m	13				(概)
地先境界ブロック撤去	再利用区分:処分	m	68				(概)
樹木撤去工		式	1				
高木撤去B	幹周:30cm≦C<60cm, 根株撤去含む, 積込作業含む	本	3				
高木撤去C	幹周:60cm≦C<90cm, 根株撤去含む, 積込作業含む	本	2				
高木撤去D	幹周:90cm≦C<120cm, 根株撤去含む, 積込作業含む	本	6				
高木撤去E	幹周:120cm≦C<150cm, 根株撤去含む, 積込作業含む	本	12				
高木撤去F	幹周:150cm≦C<180cm, 根株撤去含む, 積込作業含む	本	6				
根株撤去E	幹周(想定):120cm≦C<150cm, 積込作業含む	本	1				
低木撤去	H<60cm, 根株撤去含む, 積込作業含む	m2	26				
運搬処理工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土砂等運搬	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	60				
残土等処分	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む），昼間	m3	60				
廃路盤材運搬	がれき（路盤材）	m3	5				
廃路盤材処分	がれき（路盤材），昼間	m3	5				
殻運搬 コンクリート殻（無筋）	殻種別：コンクリート殻（無筋），人力積込，30km以上40km未満	m3	2				
殻処分 コンクリート殻（無筋）	殻種別：コンクリート殻（無筋），昼間	m3	2				
殻運搬 アスファルト殻	殻種別：アスファルト殻	m3	2				
殻処分 アスファルト殻	殻種別：アスファルト殻，昼間	m3	2				
枝葉運搬	枝葉	t	10				
枝葉処分	枝葉，昼間	t	10				
幹運搬	幹	t	20				
幹処分	幹，昼間	t	20				
根株運搬	根株	t	10				

設計内訳書（本01）

工事名	街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
根株処分	根株, 昼間	t	10				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B(昼間・交替無)	人日	35				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の18.3%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（附01）

工事名	街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
縁石工		式	1				
縁石工		式	1				
歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ （再利用）	ﾌﾟﾛｯｸ規格:B種(180/205×250×600), 再利用	m	13				(概)
地先境界ﾌﾟﾛｯｸ	ﾌﾟﾛｯｸ規格:C種(150×150×600)	m	68				(概)
道路植栽工		式	1				
植栽基盤改良工		式	1				
碎石埋戻し	単粒度碎石4号, 締固め無し	m3	5				(概)
透水シート設置	長繊維ﾌﾟﾘｴｽﾃﾙ系不織布, t=1, W=1000	m	64				(概)
透水マット設置	W=400内外, 立面:植樹帯(車道側)1面(L=690)	m	58				(概)
防根シート設置	W=500	m	64				(概)
改良土攪拌	真砂土:ﾊﾞｰﾗｲﾄ(真珠岩系):鉱物繊維改良材=6.5:2:1.5, 現場攪拌	m3	50				(概)
改良土埋戻し	締固め無し	m3	25				(概)

設計内訳書（附01）

工事名	街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路植栽工		式	1				
高木植栽	樹種：ヤマボウシ, 樹木規格：H=3.5m, C=0.18m, W=1.5m	本	42				
幹巻き	植木テープ, W=150, 地際から樹高の2/3程度まで	本	42				(概)
支柱	二脚鳥居支柱(みやこ杣木)	本	42				(概)
低木植栽	樹種：ヘリハナシャリンバイ, 樹木規格：H=0.5m, W=0.4m	本	575				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B(昼間・交替無)	人日	25				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の65.7%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				

設計内訳書（附01）

工事名	街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 街路樹危険木対策工事（北大路通）（２）

工事場所 京都市北区紫野雲林院町他 地内

１ 一般事項

第１条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和６年８月）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和６年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第２条（受注者希望方式による「月単位の週休２日」の実施）

１ 本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休２日」であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休２日」は必須である。

２ 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休２日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。

３ 「月単位の週休２日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。

４ 受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

５ 工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」（４週８休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第３条（前払金）

前払金は、請負代金の４０％以内とし、中間前払金は、同様に２０％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

本工事工区内において、同時に行われている舗装復旧工事（京都市上下水道局発注）と十分に工事間調整を行うとともに、工事材料等が混ざらないよう注意すること。

第5条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時30分～17時30分（準備、後片付けを含む）とする。

第6条（工程）

本工事においては、樹木の植栽作業を植栽適期となる12月から2月の間に行うこと。

第7条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始 規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線 道路		

第8条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工範囲前後	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第9条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品、プレキャストコンクリート製品等（「品質管理基準及び規格値」参照）（以下、「材料等」という。）について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
植栽基盤改良工	改良土攪拌	真砂土（植栽用）
		パーライト（真珠岩系）
		鉱物繊維改良材
	碎石埋戻し	単粒度碎石4号
	透水シート設置	透水シート
	透水マット設置	透水マット
	防根シート設置	防根シート
道路植栽工	高木植栽	植物材料（高木）
	幹巻き	緑化テープ
	支柱	支柱材料
	低木植栽	植物材料（低木）

第10条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 1 1 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、不可視部分等の判別できる施工管理記録（出来形成果表等）や写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
舗装打換え工	下層路盤	敷設厚み
	表層	敷設厚み
植栽基盤改良工	改良土攪拌	攪拌状況
	改良土埋戻し	容量あるいは土壌改良深さ・幅
	碎石埋戻し	敷設厚み
	透水シート設置	敷設状況、接続状況
	透水マット設置	設置状況
	防根シート設置	敷設状況
道路植栽工	高木植栽	植付け状況、二脚鳥居支柱根入れ深さ
	低木植栽	植付け状況
	その他監督職員が指示するもの	土壌改良底面の現状土 pH 測定 碎石底面部の簡易透水性測定

第 1 2 条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
企業者の地下埋設物確認	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。
その他	

第 13 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目	規格	規格値、試験時期・頻度 等
道路植栽工	ヤマボウシ	H=3.5m,C=0.18m,W=1.5m	高さ(H)、幹周(C)、枝張り(W) 樹姿：樹形等
	ベニバナシャリソバイ	H=0.5m,W=0.4m	樹勢：損傷の有無、病害虫等

4 建設副産物に関する事項

第14条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井出町大字井出小字久保 48-1	設計運搬距離 L = 32.2km 以下
アスファルト塊	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市左京区静市野中町 395-1 他	設計運搬距離 L = 7.7km 以下
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 14.2km 以下 設計単位体積重量 0.55t/m ³
建設発生木材 (根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 14.2km 以下 設計単位体積重量 0.55t/m ³
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 14.2km 以下 設計単位体積重量 0.55t/m ³
がれき (路盤材)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区下鳥羽上向島町 102	設計運搬距離 L = 12.5km 以下

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社山正 京都府京都市左京区北白川地藏谷町 1-211	設計運搬距離 L = 6.2km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

第15条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（最終改定令和4年6月17日）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第16条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

第17条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督職員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第18条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第19条(植栽工事における植替え)

- 1 植栽樹木等が工事完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良(枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。)となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
ヤマボウシ、ベニバナシャリンバイ
- 5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
道路植栽工	道路植栽工	高木植栽	
		幹巻き	
		低木植栽	

第20条(写真管理)

本工事は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と作業状況(安全管理体制、作業黒板、出来形寸法等)が明確に分かる写真や資料を提出すること。

作成要領は、「土木請負工事必携」に準じ、作業状況撮影数量等は下表による。なお、実施内容については監督職員と協議のうえ決定する。

工 事 種 別・細 別	撮影頻度	備 考
高木撤去	5本ごとに1回	
低木撤去	5箇所ごとに1回	
改良土攪拌	5本ごとに1回	・材料配合費が確認できること ・攪拌前中後の状況が確認できること
改良土埋戻し		・埋戻し穴の規格寸法が確認できること ・施工状況が確認できること
透水シート設置		・工種ごとに出来形寸法が確認できること ・施工状況が確認できること
透水マット設置		
防根シート設置		
砕石埋戻し		
高木植栽		・規格寸法が確認できること
低木植栽		
運搬処理他	種類ごとに1回	・積載状況が確認できること ・処分先が確認できること ・DT 外側両面が確認できること
安全対策	適宜	・安全対策状況が確認できること

第21条（出来形管理）

「土木請負工事必携」に測定基準がないものについては、下表によるものとする。

工 事 細 別	測定項目	測定頻度	備 考
改良土埋戻し	植樹帯の深さ（H） 植樹帯の内空寸法（W・L）土量（V）	全箇所	
高木植栽	植付け高さ（H）		
支柱	杭の打込み高さ（H）		
低木植栽	植付け高さ（H）		
砕石埋戻し	厚み（T）		
透水シート設置	長さ（L）		
透水マット設置	長さ（L）		
防根シート設置	長さ（L）		

第22条（その他）

1 共通

- （１） 施工方法については、車両及び歩行者への影響が小さくなるよう規制範囲や施工のタイミングを考慮して施工計画を立て、事前に監督職員の承諾を得ること。
- （２） 粉塵の発生抑制や騒音対策を十分に行い、施工すること。

2 作業土工

床掘りの際は、埋設物（電線配管、水道管等）に十分留意し、慎重に掘り進めること。
なお、作業に支障となる埋設物が発見された場合、ただちに監督職員に連絡し、協議を行うこと。

3 高木撤去

- （１） 樹木撤去後に、新たな樹木を植栽するため、植栽後の土壌改良範囲の根株はすべて除去すること。
- （２） 根株を撤去する際に、周囲の構造物等に影響がある場合、監督職員と事前協議を行い、影響範囲の確認を行うとともに復旧方法について、指示を受けること。

4 植栽基盤改良工

- （１） 本工事は、植栽基盤改良により雨水を一時的に貯留し、地中に時間をかけて浸透させるため、碎石層を設けるものである。雨水の貯留、浸透効果を確認するために、碎石埋戻し前に、簡易透水試験を行い、床掘り底面の現場土の透水性を測定すること。測定方法については、任意とするが、施工計画書に明記し、事前に監督職員の承諾を得ること。
- （２） 改良土埋戻しにおける植樹帯内の地表面については、根鉢に効率よく雨水等が浸透するよう傾斜を付ける等により調整すること。調整内容については、監督職員と協議のうえ決定すること。

5 道路植栽工

- （１） 樹木の植え付け時は、深植えとならないよう根鉢の高さに注意すること。
- （２） 土壌改良の配合量にかかる現場品質管理方法については、施工計画書に明記すること。
- （３） 真砂土（植栽用）は酸度(pH)5.6～8.0 のものを使用すること。
- （４） 植栽時期については、監督職員の指示に従い調整を行うこと。
- （５） 支柱の横木には、植栽年度に応じた色（令和7年度は白色）の「塩化ビニール製のテープ」を巻くこと（新植1重巻）。
- （６） 植栽後は、通行支障枝の除去及び樹木の整形を目的とした軽剪定を実施すること。

第23条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

街路樹危険木対策工事（北大路通）（2）
箇所図

